

| | 番 号 | 件 名 | 陳 情 提 出 者 | 要 旨 |
|---|--------|----------------------------------|-----------|---|
| 1 | 陳情第16号 | 「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に関する陳情 | 川崎区在住者 | <p>「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」については多くの問題があるため、再検討を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 言論に罰則を科すことは、言論・表現の自由を侵害するおそれがあり憲法第21条に反します。 2 既に3年以上にわたり本市内でヘイトスピーチは確認されておらず、条例化の必要性・正当性を裏付ける立法事実がありません。 3 本邦外出身者が本邦出身者に同様の差別的言動を行った場合は罰金が科せられません。これは本邦出身者を実質的に差別するもので、法の下での平等・差別の禁止を定める憲法第14条に明白に違反します。 4 市民を分断し、対立と差別を助長する。 5 現行法を最大限に適用して対応するべきで、条例で罰則を設けるべきではありません。 6 国の「ヘイトスピーチ対策法」は、「理念法」です。罰則を科すことは法の範囲を超え、憲法第94条に違反します。 7 民主主義の根幹を揺るがすおそれ。 8 本市が実施してきた規制を強化する対策は反発を招きやすく、かえって差別意識をあおることになります。 |
| 2 | 陳情第22号 | 「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に関する陳情 | 多摩区在住者 | <p>「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の禁止・罰則の規定は、本邦外出身者に限定せず、「人種、国籍、民族等を理由とする全ての人に対する不当な差別的言動」の禁止・罰則の規定に改めていただきたい。</p> |

| | 番 号 | 件 名 | 陳 情 提 出 者 | 要 旨 |
|---|--------|--|----------------------------------|---|
| 3 | 陳情第23号 | 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(案)」修正に関する陳情 | 幸区 幸福実現党川崎支部 代表 | <ol style="list-style-type: none"> 1 条例案では、「本邦外出身者」への差別のみを対象としているように読める。対象を限定的にする表現は改めるべきである。 2 罰則規定が盛り込まれているが、「不当な差別的言動」では定義が曖昧なため、恣意的な運用の懸念がある。 3 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の定めを超える罰則規定の部分の制定は、憲法違反の疑いがある。 4 憲法で保障されている言論の自由及び表現の自由を侵害するおそれがある。 5 事実を公表することは、いわゆる「ヘイトスピーチ」には当たらない。 |
| 4 | 陳情第29号 | 「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)に関する意見募集に関する陳情 | 川崎区 差別のない人権尊重を考える川崎市民の会 代表 | <p>「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)の意見募集については、6月24日の文教委員会記録によれば、本市の担当者は、氏名等を公表の後、本市が告発行為を行って司法の場で判断が下されると説明しています。市民に公表された素案には上記のとおり、「告発」、「裁判」、「判決」などの文言は全くないため、今回行われた意見募集の結果は、実際に運用される告発・裁判というプロセスを含む制度に対する意見が正しく反映されているという保証がなく、正当性に疑義があります。</p> <p>つきましては、意見募集に参加した人に対して事情を説明し、提出した意見の修正・追加・撤回などがないか逐一確認するか、一旦白紙に戻して意見募集をやり直すなど、意見募集や条例に対する市民の信頼が得られるように、適切な措置を講ずることを陳情いたします。</p> |
| 5 | 陳情第32号 | 「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」と「罰則」に関する陳情 | 川崎区在住者 | 市議会で審議中の「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の禁止及び刑事罰の規定は、本来のヘイトスピーチ規制法を大幅に拡大解釈させたもので附帯決議の違反にも当たるので、本条例案の廃案を求める。 |